

議案第186号

大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例案

大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「港 湾 局」を「大阪港湾局」に改める。

第2条中港湾局の項を次のように改める。

大阪港湾局

(1) 港湾及び海岸に関する事項

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和元年11月29日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

港湾局を廃止し、大阪府と共同して設置する内部組織として大阪港湾局を新設するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市事務分掌条例（抄）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織及び職（以下「組織等」という。）を置く。

省 略

港 湾 局
大阪港湾局

第2条 前条に掲げる組織等の分掌する事務は、次のとおりとする。

省 略

港 湾 局
大阪港湾局

(1) 港湾及び海岸に関する事項